

令和4年2月臨時会

横芝光町議会会議録

令和4年 2月4日 開会

令和4年 2月4日 閉会

横芝光町議会

令和 4 年 2 月 横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (2 月 4 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明	7
議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）	12
議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）	13
議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）	14
閉会の宣告	15
署名議員	17

2 月 臨 時 会

(第 1 号)

令和4年2月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年2月4日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について（町長提案理由説明）

日程第 5 議案第1号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横芝光町一般会計補正予算
（第7号））

日程第 6 議案第2号審議（質疑・討論・採決）

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横芝光町一般会計補正予算
（第8号））

日程第 7 議案第3号審議（質疑・討論・採決）

ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	小 倉 弘 業 君	2 番	森 川 貴 恵 君
3 番	印 東 彦 治 君	4 番	秋 鹿 幹 夫 君
5 番	宮 菌 博 香 君	6 番	山 崎 義 貞 君
7 番	越 川 一 雄 君	8 番	庄 内 賢 一 君
9 番	鈴 木 和 彦 君	10 番	鈴 木 輝 男 君
11 番	川 島 仁 君	12 番	川 島 富 士 子 君
13 番	鈴 木 克 征 君	14 番	鈴 木 唯 夫 君

15番 八角健一君 16番 川島勝美君
欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	川島敏彦君	財政課長	椎名雄一君
福祉課長	向後和彦君	健康こども課長	萩原浩己君
教育長	押尾良晴君	社会文化課長	霞澄人君

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邊 奨	書記	齋藤美紀
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（川島 仁君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和4年2月横芝光町議会臨時会を開催します。

なお、今臨時会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（川島 仁君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島 仁君） ただいまより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

14番 鈴木 唯 夫 議員

3番 印 東 彦 治 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島 仁君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承承
願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、1月17日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会について、
庄内賢一議員。

〔8番議員 庄内賢一君登壇〕

○8番（庄内賢一君） 皆さんおはようございます。

去る1月17日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会の概要を
報告させていただきます。

本定例会に、提出された案件は議案5件であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員及び再任用職員の期末
手当の支給割合を改正するに当たり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法
第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和3年11月25日に専決処
分したので、同条例第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案された
ものであります。

議案第2号は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億4,087万7,000円と定めるものであ
ります。

議案第3号は、令和4年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてでありま
す。

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定め
るもので、当町の分担金は7億941万円で、分担割合は53.63%となります。

議案第4号は、令和3年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について
であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,994万1,000円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,438万8,000円とするものであります。

議案第5号は、損害賠償請求事件に係る和解についてであります。

本案は、消防救急デジタル無線装置購入事業に係る談合に伴う損害賠償請求等に関し、和解することに地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるため提案されたものであります。

提案されました議案5件は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和4年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 庄内賢一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、1月21日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会について、川島勝美議員。

〔16番議員 川島勝美君登壇〕

○16番（川島勝美君） おはようございます。

去る1月21日に開催されました、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提出された案件は、議案4件であります。

議案第1号は、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億944万6,000円と定めるものであります。

議案第2号は、令和4年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は1,431万7,000円で、その内訳は火葬場事業費1,103万8,000円、清掃事業費327万9,000円であります。

議案第3号は、令和3年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,749万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,646万8,000円とするものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合所有財産売買契約の締結についてであります。

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合が所有する財産について、匝瑳市を相手方とし売買契約を締結すべく提案されたものであります。

提案されました4議案はいずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和4年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

ます。

〔 16 番議員 川島勝美君降壇〕

○議長（川島 仁君） 最後に、1月27日に開催された八匠水道企業団令和4年2月定例会について、越川一雄議員。

〔 7 番議員 越川一雄君登壇〕

○ 7 番（越川一雄君） おはようございます。

去る、1月27日に開催されました八匠水道企業団議会令和4年2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は議案2件であります。

議案第1号は、令和3年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で収入の水道事業収益を1,661万7,000円減額し14億1,420万9,000円とするとともに、支出の水道事業費用を659万6,000円減額し12億4,451万4,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を75万3,000円減額し3億4,714万3,000円とするとともに、資本的支出を1,592万2,000円減額し7億4,644万7,000円とするものであります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,930万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第2号は、令和4年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を1万5,724戸、年間総給水量を425万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億6,477万6,000円、支出は水道事業費用を12億6,584万1,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億5,376万2,000円で、資本的支出が7億9,099万7,000円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,723万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、八匠水道企業団議会令和4年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 7 番議員 越川一雄君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明

○議長（川島 仁君） 日程第 4、議案第 1 号ないし議案第 3 号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和 4 年 2 月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の令和 4 年 2 月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度横芝光町一般会計補正予算（第 7 号））であります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する子育て世帯等臨時特別支援事業の追加給付に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度横芝光町一般会計補正予算（第 8 号））であります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯及び家計急変世帯を早急に支援するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第 3 号 ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負変更契約の締結についてであります。本案は、ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負契約の本工事施工により、電気ケーブルを通すための管及び点検柵内の水抜き及び清掃作業等が発生したほか、出来形見込みにより変更が生じたので、既契約の変更契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島 仁君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、財政課長。

〔財政課長 椎名雄一君登壇〕

○財政課長（椎名雄一君） 初めに、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり1ページをご覧ください。

議案第1号は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算は、子育て世帯への臨時特別給付金に関するもので、子育て世帯への臨時特別給付のうち、先行して実施する予定でありました児童1人当たり5万円の現金給付につきましては12月議会定例会に補正予算案を提出し、可決、承認いただいたところでありますが、その後、政府からクーポンを基本としていた追加の5万円相当の給付を先行分の5万円と合わせて現金支給することを認めるという考えが示されたことから、これを受け10万円の現金一括支給を実施すべく、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったことから専決処分したものです。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）の補正予算書をご用意いたします。

令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,007万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億4,326万6,000円としたものです。

2ページをお願いします。2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正で款項ごとの補正額及び補正の予算額を記載しています。

4ページをお願いします。4ページ、5ページ、6ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認ください。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

初めに歳入です。15款2項2目民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、1人当たり5万円の給付金を追加する事業費に対する国補助金の計上で、補助率は10分の10です。

8ページをお願いします。

続いて歳出です。3款2項2目児童措置費へ追加分の給付金に係る予算を計上したもので、補正額の合計は1億5,007万9,000円で歳出の国庫補助金額と同額です。うち、事業費の消耗品費は通知用の用紙購入代の計上です。この通知は児童手当受給者へは先行給付金5万円の支給について既に通知済みであったことから、改めて10万円の一括支給へ変更することについてお知らせするためのものです。次の印刷製本費は、この通知用の封筒印刷代、役務費の通信運搬費は通知の郵送料です。扶助費は対象児童を2,999人と見込み、1人当たり5万円を追加することから1億4,995万円を計上しました。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり5ページをご覧ください。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第8号））は、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯へ10万円の現金支給を実施するに当たり、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）の補正予算書をご用意いたします。

令和3年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）は、第1条で規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,733万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億8,059万8,000円とし、第2条で繰越明許費の設定を行ったものです。

2ページをお願いします。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項ごとの金額及び補正後の予算の金額となります。

4ページをお願いします。

第2表は繰越明許費の補正で、本補正予算に計上いたしました住民税非課税世帯等に対す

る臨時特別給付金事業のうち、年度内に支出を終わらない見込みのある予算につきまして翌年度へ繰り越して使用できるよう繰越明許費を設定したもので、金額は3億3,347万9,000円です。繰越しの内容は家計急変分の申請期限が令和4年9月までとなっていることから、令和4年度分の申請に対応できるようにするとともに、非課税世帯分の支給時期が仮に全て令和4年度にずれ込んだ場合でも実施できるようにするため、給付金額の全額と事務費の一部を計上しました。なお、繰越明許費の金額は繰越しできる上限額を設定したものですので、今年度内の臨時給付金の支給状況により、実際の繰越額は設定額より低くなる場合があります。

続いて、5ページ、6ページ、7ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

8ページをお願いします。

初めに歳入です。15款2項2目民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、非課税世帯及び家計急変世帯に10万円の給付金を支給する事業費に対する国補助金の計上で、補助率は10分の10です。

続いて、9ページ歳出です。

3款1項1目社会福祉総務費へ、説明欄のとおり新たに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る予算を計上したもので、補正額の合計は3億3,733万2,000円で、歳入の国庫補助金額と同額です。

うち3節職員手当は、本事業を担当する福祉課職員が書類審査等を行うための時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当、次の需用費の消耗品費は申請書や振込通知書等の用紙、プリンタートナー、カートリッジ、その他事務用品の購入代です。役務費の通信運搬費は、申請書や振込通知書等の郵送料、手数料は給付金の銀行振込手数料です。

委託料の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業システム改修業務委託料は、住民情報系電算システムの改修費、次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金電算処理業務委託料は、非課税世帯の抽出や非課税世帯に送付する支給要件確認書と窓あき封筒の作成及び封入・封緘作業等の委託料、次の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務派遣業務委託料は、コールセンターを混雑が予想される初めの2か月間役場内に設置し、申請書の受付やパソコンへのデータ入力作業等を委託するための費用で、平日1日当たり3人の派遣を予定しています。

使用料及び賃借料は、事務機器の賃借料でノートパソコン3台とプリンター1台の6か月

分のリース料。工事請負費は、コールセンター用に電話回線 1 本を増設するための費用です。扶助費は、支給対象世帯の非課税世帯2,700世帯、家計急変世帯600世帯合わせて3,300世帯と見込み、1 世帯当たり10万円で総額 3 億3,000万円を計上しました。

10ページ以降は、給与費明細書となりますので説明は割愛させていただきます。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島 仁君） 議案第 3 号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 霞 澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞 澄人君） 議案第 3 号につきまして、詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづり 9 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負変更契約の締結につきましては、昨年 6 月議会定例会におきまして契約のご承認をいただき、事業の進捗を図ってまいりました。町長からの提案理由説明にもありましたように、主な変更理由は、電気設備工におきまして、電気ケーブルを通す管300メートル及び点検柵11基の清掃やメインスタンド下トイレの入り口ダウンライトの交換、照明、自動操作盤の移設など、グラウンド改修工におきまして、車道出入口部分のグレーチング 8 枚を表面ゴム加工したグレーチングへの交換や危険防止のためにバックネット奥コーナー 2 か所、バックネット裏ネット昇降用ウィンチ10か所に防護マットの設置、防球ネット柱のメッキ塗装など、排水設備工におきまして雨水排水管及び排水柵の設置のほか、各工種におきまして出来形見込みによる数量の変更が生じたため、工事請負契約を変更するものであります。

変更前の契約額は 3 億800万円、変更後の契約額は 3 億1,358万8,000円で558万8,000円増額の変更でございます。そのほか、工期の変更はございません。

以上のとおり、ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第 3 号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 霞 澄人君降壇〕

○議長（川島 仁君） 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） これより、議案審議を行います。

日程第 5、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度横芝光町一般会計補正予算（第 7 号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

川島富士子議員。

○12番（川島富士子君） 町におかれましては、専決処分ということで非常に早く手を打っていただいたということに感謝したいと思います。

そこで、質問というよりも参考までに確認をさせていただきたいと思うんですけれども、国、県より指導もあったと思うんですが、18歳以下の子供と同居するひとり親家庭、離婚とか別居中、そしてDV、そういった方がうちの町にどの程度いらっしゃったかとか対応されたかとか、分かれば教えてください。

○議長（川島 仁君） 健康こども課長。

○健康こども課長（萩原浩己君） 川島富士子議員からの質問で、ひとり親とか別居中の対象者がどのくらいいたかということなんですが、その数字についてはちょっと今手元のほうに資料がありませんが、昨年の国の衆議院予算委員会などで実際のひとり親、10月1日以降に離婚に伴ってひとり親になった者等の支給になっていないんじゃないかというような形で審議がされたと思います。

その際、国のほうの答弁で、ひとり親に対しては全額国費で給付するという答弁があったかと思います。まだ、国からの正式な通知は来ておりませんが、正式な通知を国から受けた際には、適正に対応することとしたいと考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第 1 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第６、議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度横芝光町一般会計補正予算（第８号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君） このことに関しても専決ということで、非常に早い対応に感謝申し上げます。そこで、生活保護世帯も対象となるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 生活保護世帯につきましては対象となっております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君） 分かりました、ありがとうございます。

その際の収入認定は除外されるのでしょうか。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 収入としては見ないということとされております。

以上でございます。

○議長（川島 仁君） 川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君） 分かりました、ありがとうございます。

最後に、家計急変世帯の基準とどのように申請するのか、また判定方法とかというのが、分かっている段階の状況で結構ですので、教えていただければと思います。

○議長（川島 仁君） 福祉課長。

○福祉課長（向後和彦君） 家計急変世帯につきましては、まず住民税非課税世帯に該当する者以外の世帯ということになりまして、令和３年度分の住民税均等割が課税されている世帯であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入減少により住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象となります。

具体的に申し上げますと、令和３年１月から令和４年９月までの中の任意の１か月の収入が減少しまして、その１か月の収入額を基準に１年間の収入額をみなすといったことで、この額が住民税均等割が非課税世帯水準以下となる場合が対象となるというようにされております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第２号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島 仁君） 日程第７、議案第３号 ふれあい坂田池公園野球場改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○６番（山崎義貞君） 急変の分かった時点というのは、いつくらいにこれ分かったんですかね。要するに、契約変更するに当たって今回臨時会に提案されたわけなんです。私ちょっと不安に思うのが、あまりにもちょっといろんなものが多く重なっているように感じるんですね。見積の段階でこのところはなぜこんな簡単な、ミスって言ったらおかしいんですが、変更がなされるのかというのがちょっと心配になったもので、そのところをちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（川島 仁君） 社会文化課長。

○社会文化課長（霞 澄人君） 一番最初に変更しなければならない箇所が見つかったのは11

月頃でございまして、それから業者のほうに指示をいたしまして、他にないのかということ
でいろいろ調査をしていただきました。その結果、12月でありますけれども最終的には電気
ケーブル管の管と点検桝等の清掃が必要になってくるというのが判明いたしまして、そこ
から、ではどのくらいかかるんだというので設計のほうをお願いして、最終的に金額が出ま
したのが1月20日でございました。でありますので、緊急となってしまったということでご
ざいます。

以上です。

○議長（川島 仁君） 山崎義貞議員。

○6番（山崎義貞君） 分かりました。致し方のないことだと思いますが、なるべく今後この
ようなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島 仁君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島 仁君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島 仁君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年2月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川 島 仁

議 員 鈴 木 唯 夫

議 員 印 東 彦 治